

(設 置)

第1 国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）に、多様な社会の要請に応える高い専門性と俯瞰的理解・創造力を備えた人材を育成するための新たな大学院（以下「新大学院」という。）を設置するため、学長の下に国立大学法人群馬大学新大学院設置準備室（以下「設置準備室」という。）を置く。

(業 務)

第2 設置準備室は、新大学院に係る次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 教育課程に関すること。
- (2) 管理運営体制に関すること。
- (3) 設置申請手続に関すること。
- (4) 名称に関すること。
- (5) 入学試験に関すること。
- (6) 広報に関すること。
- (7) 諸規則の制定に関すること。
- (8) その他設置に関して必要な業務

(組 織)

第3 設置準備室は、次の各号に掲げる室員をもって組織する。

- (1) 理事（教育・評価担当）
- (2) その他学長が指名する者

(室 長)

第4 設置準備室に室長を置き、第3の第1号の室員をもって充てる。

- 2 室長は、設置準備室の業務を掌理する。
- 3 室長は、教職員に対し業務の遂行上必要な事項を指示することができる。

(副室長)

第5 設置準備室に副室長を置き、室長が指名する室員をもって充てる。

- 2 副室長は、室長を補佐し、室長の指示により室長の職務を代行する。

(会 議)

第6 設置準備室に、新大学院設置に必要な事項を協議するための会議を置くことができる。

- 2 室長が必要と認めたときは、第3各号に掲げる者以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7 設置準備室に、新大学院設置に関する具体的な準備を進めるため、作業部会を置くことができる。

(事 務)

第8 設置準備室の事務は、関係部課等の協力を得て、学務部教務課において処理する。
(要項の改廃)

第9 この要項の改廃は、学長が行う。

附 則

- 1 この要項は、令和4年11月1日から施行する。
- 2 国立大学法人群馬大学経営戦略本部大学院改革検討部会に関する申合せ（令和4年4月1日制定）は、廃止する。
- 3 この要項は、新大学院が設置される前日をもって、その効力を失う。